

議案第48号

はたや記念館「ゆめおーれ勝山」の設置及び管理に関する条例の全部改正について

はたや記念館「ゆめおーれ勝山」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年11月29日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

はたや記念館「ゆめおーれ勝山」のミュージアム機能を強化するとともに、民間の知識及び技術等を生かせる指定管理者制度を導入するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

はたや記念館「ゆめおーれ勝山」の設置及び管理に関する条例

はたや記念館「ゆめおーれ勝山」の設置及び管理に関する条例(平成21年勝山市条例第26号)の全部を改正する。

(設置及び目的)

第1条 市指定文化財であり国の近代化産業遺産として認定された旧機業場を保存及び公開し、後世に伝えるとともに、繊維のまち勝山の歴史と文化に関する資料を収集し、保管し、調査研究し、及び展示して、市民の利用に供すること並びに市民の地域の歴史と文化に関する活動及びそれを通じた交流の場を提供することにより、市民の教養、学術及び文化の発展、地域活性化を図るため、はたや記念館「ゆめおーれ勝山」(以下「はたや記念館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 はたや記念館「ゆめおーれ勝山」
- (2) 位置 勝山市昭和町1丁目7番40号

(職員)

第3条 はたや記念館に、館長及び学芸業務担当職員その他必要な職員を置く。

(施設)

第4条 はたや記念館は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 本体施設
- (2) 多目的広場
- (3) 屋外ステージ
- (4) 屋外トイレ

(5) 駐車場

(6) 倉庫

(7) バス待合所

(開館時間)

第5条 はたや記念館の開館時間は、1日8時間を下回らない範囲で規則に定める。

(休館日)

第6条 はたや記念館の休館日は、年間60日を上回らない範囲で規則に定める。

(事業)

第7条 はたや記念館は、勝山市の繊維を中心とする次に掲げる事業を行う。

- (1) 市指定文化財であり国の近代化産業遺産として認定された旧機業場の保存及び公開に関すること。
- (2) 産業、歴史、文化等に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保管、調査研究及び展示に関すること。
- (3) 展示の内容及び資料の利用に関する説明、助言及び指導を行うこと。
- (4) 産業、歴史、文化等に関する講演会、講習会、研究会等の主催及びその開催の援助に関すること。
- (5) 資料に関する教育、学習及び知識の普及等に関すること。
- (6) 体験、研修、実演等に関すること。
- (7) 市内外の人びとの交流、社会的活動、生涯学習、コミュニティの場の提供に関すること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める業務に関すること。

2 前項第1号から第3号に掲げる事業は、他の事業に優先するものとする。

(使用の許可)

第8条 はたや記念館の施設及び附属設備の一部を独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、はたや記念館の管理及び運営上必要があると認める場合は、前項の許可に条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 施設等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理及び運営上支障があるとき。

(使用料)

第9条 前条の規定に基づき許可を受けた者は、別表1に掲げる施設基本使用料及び別表2に掲げる附属設備使用料を超えない範囲内で規則に定める額の使用料を市長に納付しなければならない。

2 前項の使用料は、許可の際に納付するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認める場合においては、前条に定める使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号の一に該当する場合は、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災、気象その他使用者の責によらない理由で、施設等が利用できなくなったとき。

(2) 施設等の管理上、特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。

(施設内における遵守事項)

第12条 はたや記念館の施設内に入場した者(以下「入場者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) はり紙、はり札その他の方法によって広告を掲示し、又は広告を散布しないこと。

- (2) たき火、花火その他施設等に危険を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- (3) 竹木を伐採し、若しくは傷つけ、又は植物を採取しないこと。
- (4) 土地の形質を変更し、又は土石を採取しないこと。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷しないこと。
- (6) 立入りを禁止されている区域に立ち入らないこと。
- (7) 指定された場所以外の場所へ諸車を乗り入れ、又は止めないこと。
- (8) 秩序若しくは風俗を乱し、又は乱すおそれがある行為をしないこと。
- (9) 施設等又は展示品を損傷し、又は滅失させる行為をしないこと。
- (10) 他人に危害を加え、又は迷惑となる行為をしないこと。
- (11) その他施設の管理上支障があると認められる行為をしないこと。

2 市長は、施設内への入場者が前項の規定に違反したときは、その者に対して退場を命じ、又は必要な措置をとることができる。

(入館者の遵守事項)

第13条 はたや記念館に入館した者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 展示品に触れないこと(特に指定した展示品を除く。)
- (2) 展示品の近くでインキ、墨等を使用しないこと。
- (3) 館内は全面禁煙とする。
- (4) 所定の場所以外で飲食はしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

2 市長は、入館者が前項の規定に違反したときは、その者に対して退場を命じ、又は必要な措置をとることができる。

(施設使用者の遵守事項)

第14条 第8条の規定に基づき、施設の使用の許可を受けた者(以下「施設使用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 第8条の許可を受けた使用内容を変更し、又は使用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 使用の承認の際に付した条件に違反しないこと。
 - (3) 施設等を毀損し、又は汚損しないこと。
 - (4) 第8条の許可を受けた施設等を転貸し、又は当該許可に基づく権利を譲渡しないこと。
 - (5) 公安若しくは公益を害し、又は善良な風俗を乱す行為をしないこと。
 - (6) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (7) 市長の許可を受けずに作品、物品等の販売、寄附金の募集、立看板の掲示、その他これらに類する行為、特別の設備等を設けること及び特殊な物件を搬入しないこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、はたや記念館の管理上支障がある行為をしないこと。
- 2 市長は、施設使用者が前項の規定に違反したときは、第8条の許可を取り消すことができる。
- 3 施設使用者は、施設等の使用を終了したときは、原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 入場者、入館者及び施設使用者は、故意又は過失により施設及び資料等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(運営審議会)

第16条 はたや記念館の適切な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として、はたや記念館「ゆめおーれ勝山」運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。

(管理の代行)

第17条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)にはた
や記念館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第9条に定める使用料は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者は、第7条第1項第4号から第8号に掲げる事業及び次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第5条に定める時間を減らさない範囲内で、開館時間の変更をすること。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(2) 管理運営上必要な臨時休館を行うこと。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(3) 入場者及び入館者の拒否、退場等に関すること。

(4) 使用の許可に関すること。

(5) 別表1及び別表2に定める額を超えない範囲内で使用料を定め、減免し、還付すること。ただし、あらかじめ市長の承認を受けな
なければならない。

(6) 施設、設備等の維持管理に関する業務

(7) 前6号に掲げるもののほか、はたや記念館の管理及び運営に必要な業務のうち、市長のみの権限に属するものを除く業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第8条から第14条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、
第9条から第11条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」としてこれらの規定を適用する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第19条 指定管理者は、勝山市の公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年勝山市条例第9条)及びこの条例並びに
これに基づく規則の規定に従い、はたや記念館の管理を行わなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第9条関係)

施設基本使用料

施設名	単位	金額
イベントホール	1日	23,000円
多目的広場	1日	32,000円
屋外ステージ	1日	7,000円

別表第2(第9条関係)

附属設備使用料

特殊器具・備品名	単位	金額
プロジェクター(スクリーン含む)	1日	3,500円
屋内音響装置	1日	1,900円
屋外音響装置	1日	1,900円
展示パネル	1枚につき1日	300円
電磁調理器	1日	1,900円
電動自転車	1時間当たり	100円 (最初の1時間は無料)